第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1		波法の目的及び電波法に定る 合せを下の番号から選べ。	める定義について、同法の	規定に沿って述べ	たものである。	内に入れるべ
	この法律は、「		呆することによって、公共 T球波をいう	の福祉を増進する。	ことを目的とする。	
	5	とは、電波を利用して、「(- めの通信設備をい	à	
		は、無線設備及び無線設備の			っ。 言のみを目的とするもの)を含まない。
			CIJ J LI OMBITI C			уе долого.
	Α	В	С	D		
•	1 公平かつ能率的	的 300 万メガヘルツ	音声その他の音響	操作		
2	2 公平かつ能率的	的 300 万ギガヘルツ	音声	管理		
3	3 有効かつ適正	300 万メガヘルツ	音声	操作		
4	4 有効かつ適正	300 万ギガヘルツ	音声その他の音響	管理		
A - 2	次に掲げる事項の	のうち、無線局の免許状に詰	己載される事項でないもの	を、電波法の規定は	二照らし下の番号から 選	星べ。
•	1 通信事項	2 免許人の住所 :	3 無線局の目的 4	無線局の種別	5 無線設備の工事	手設計
		は、その局の無線設備の変 しなければならないか、正し	•		く。) をしようとすると	:きは、電波法
•	1 適宜工事を行	ハ、運用開始前に総務大臣に	こ届け出なければならない	0		
2	2 あらかじめ総	務大臣に届け出なければなら	らない。			
3	3 あらかじめ総	務大臣の指示を受けなければ	ばならない。			
4	4 あらかじめ総	務大臣の許可を受けなければ	ばならない。			
5	6 適宜工事を行り	ハ、工事完了後総務大臣に届	量け出なければならない。			
		場所の変更の許可を受けたり らないか、電波法の規定に、)には、総務省令で定め	る場合を除き、
	1 無線設備の設	置場所の変更後、総務大臣	こ届け出て、その承認を受	けなければならなし	, I _o	
,	2 新たな無線設	備の設置場所において運用	を再開する旨を総務大臣に	届け出なければなる	らない。	
;	3 免許状を総務	大臣に提出し、訂正を受けれ	なければならない。			
4	4 総務大臣の検	査を受け、当該変更の結果だ	が許可の内容に適合してい	ると認められなけれ	ればならない。	
!	5 当該変更の結	果が許可の内容に適合してい	ハる旨を総務大臣に届け出	はければならない。		
	次の記述は、電 Eしい組合せを下の	波の質及び受信設備の条件I の番号から選べ。	こついて電波法の規定に沿	って述べたもので	ある。	いるべき字句の
	送信設備に使り ればならない。	用する電波の周波数の A	 、高調波の強度等電波	の質は、総務省令で	で定めるところに適合す	「るものでなけ
	受信設備は、 ⁻ い。	その副次的に発する B	が、総務省令で定める限	度を超えて他の	C を与えるものであ	5ってはならな
	Α	В	С			
•	1 偏差及び幅	高周波電流	無線局の運用に妨害			
2	2 偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能に支障			
	3 偏差	高周波電流	無線設備の機能に支障			
4	 4. 幅	電波又は高周波電流	無線局の運用に妨害			

A - (る電波法施行規則の規定について述べたものである。[] 内に入れるべき字 [] 内の同じ記号は、同じ字句を示す。
	を与えないで低減す	ることができるものをいい、	一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響 ■ 、寄生発射及び相互変調積を含み、 A に近接する周波数の電波のである。
	A 1 必要周波数带 2 必要周波数带 3 送信周波数带 4 送信周波数带	B 高調波発射 高調波発射、低調波発射 低調波発射 高調波発射、低調波発射	
A - 7		数測定装置の備付けを要しな べき字句の正しい組合せを下	にN送信設備に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。 「の番号から選べ。
		周波数帯幅が、当該無線局が	\ら発射される電波の A を B 以内の誤差で測定することにより、 動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を
	A 1 基準周波数 2 基準周波数 3 特性周波数 4 特性周波数 5 使用周波数	B 0.025 パーセント 0.05 パーセント 0.025 パーセント 0.05 パーセント その周波数の許容偏差の 1	0パーセント
A - 8	3 次に掲げるものの ものを下の番号から		『構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則に規定されていない
A - 9	4 空中線の利得及分の記述は、無線	が得られること。 ある物体による影響をなるべ び能率がなるべく大であるこ 同を運用する場合の空中線電	く受けないものであること。 と。 対について電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき
		を下の番号から選べ。 場合においては、空中線電力	は、次に定めるところによらなければならない。 ただし、 A については、
	免許状に B 通信を行うため	であること。 C であること。	
	1 非常通信 ; 2 非常通信 ; 3 遭難通信 ;	B 記載されたもの 記載されたものの範囲内 記載されたもの 記載されたもの	C 必要最小のもの 十分なもの 必要最小のもの
A - 1		対する呼出しであることが確 いものを下の番号から選べ。	寳実でない呼出しを受信したときは、無線局運用規則の規定によりどうしなけれ

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、次の呼出しのために待機していなければならない。
- 3 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 5 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

		:認められるとき、 ^ら選べ。	無線局運用規則の応答の簡易化	こ関する規定により、	応答事項のうち省略することができるものを下の都
		相手局の呼出符号 DE 1回 相手局の呼出符号 自局の呼出符号	自局の呼出符号 1回	1 回	
		次の記述は、非常の 合せを下の番号から	の場合の無線通信について電波法 5選べ。	の規定に沿って述べ	さものである。 内に入れるべき字句の正し
	l	1ては、人命の救助	り、災害の救援、 A の確保又)事態が発生し、又は発生するおそれがある場合にな に必要な通信を無線局に行わせることができる。
	2	A 交通通信 交通通信 電力の供給 電力の供給	B 1年以下の懲役又は50万円以下 2年以下の懲役又は100万円以 2年以下の懲役又は100万円以 1年以下の懲役又は50万円以下	下の罰金 下の罰金	
A - 13			の発射の停止について電波法の規 、。ただし、 内の同じ記号	定に沿って述べたもの は、同じ字句を示す	
			対の停止を命ずることができる。)命令を受けた無線局からその発射 既線局に電波を試験的に発射させな	対する A が総務 なければならない。	合していないと認めるときは、当該無線局に対して 発省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受 のに適合しているときは、直ちに C しなければ
	1 2 3 4	A 電波の強度 電波の強度 電波の質 電波の質	B 3 箇月以内の期間を定めて 臨時に 3 箇月以内の期間を定めて 臨時に	C の停止を解除 その旨を通知 その旨を通知 の停止を解除	
			法の施行を確保するため特に必要! ○、電波法の規定により正しいもの		無線局に電波の発射を命じて行う検査では、どの事
	1 2 3	無線従事者の無線 電波の伝搬状況 無線局の通信方法 送信装置の変調度			

A - 11 アマチュア局が空中線電力 50 ワット以下のモールス無線電信を使用して応答を行う場合において、確実に連絡の設定ができ

- 4 送信装置の変調度
- 5 発射する電波の質又は空中線電力
- A 15 第二級アマチュア無線技士の資格を有する者が氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則の規定により免許証の訂正を受けなければならないが、このために必要な提出書類を下の番号から選べ。
 - 1 所定の様式の申請書、免許証、写真2枚(同一のもの)及び氏名の変更の事実を証する書類
 - 2 所定の様式の申請書及び免許証
 - 3 適宜の様式の申請書、免許証及び戸籍謄本
 - 4 適宜の様式の申請書、免許証及び氏名の変更の事実を証する書類

	次の記述は、無線局の免許の 目合せを下の番号から選べ。	取消しについて電	皮法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべ	き字句の正しい					
	A 、無線局の運用を引 不正な手段により B の規定による識別信号、周波数 無線局の運用の停止の命令と	き続き6箇月以上の免許若しくは第2 改等の指定の変更を 又は運用許容時間、 こ規定する罪を犯し	17 条の無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可を受け 近行わせたとき。 周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。 レ C に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受	ナ、又は第 19 条					
	Α	В	С						
1	届出をしないで	無線局	懲役刑						
2	届出をしないで	無線従事者	罰金以上の刑						
3	正当な理由がないのに	無線局	罰金以上の刑						
4	正当な理由がないのに	無線従事者	懲役刑						
	国際電気通信連合憲章に規定 から選べ。	する無線通信規則	の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周	波数帯を下の番					
1	2,000kHz ~ 2,065kHz								
2	2,065kHz ~ 2,107kHz								
3	10,005kHz ~ $10,100$ kHz								
4	$10,100 \text{kHz} \sim 10,150 \text{kHz}$								
5	17,970kHz ~ 18,068kHz								
	A - 18 次の記述は、許可書について述べたものであるが、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを下の番号から選べ。								
1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。									
2 受信局は、特定の無線通信業務については、その属する国の政府が発給する許可書が要求される。									
3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこの									
ような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在 さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。									
	A - 19 次の記述は、アマチュア局の周波数の発射について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。								
アマチュア局の周波数の発射は、この種の局について A が許す限り B のないものでなければならない。									
		3							
1		狭帯域で偏差 ・・・・・・・-							
		安定でスプリアス発	送射						
3		夹帯域で偏差 300-22-31-22-2	×eT						
		安定でスプリアス外	它 射						
5	無線設備の保守状況	スプリアス発射							

	て述べたものである。	べき字句の正しい組	合せを下の番号から	選べ。
		R電気通信業務によ 通信の伝送に使用す	ることが適当でない ることは、絶対に禁	<u> </u>
В -	A 1 条約により認められた言語 2 当該アマチュア局の属する国の言語 3 普通語 4 普通語 1 次の記述は、電波利用料の徴収等についる			D 主管庁相互間の協議 アマチュア無線関係団体の協議 アマチュア局相互間の協議 主管庁相互間の特別取決め ある。 内に入れるべき字句を下の番号
	アマチュア局の免許人は、電波利用料と応当する日(応当する日がない場合は、活許の日又は応当日から始まる各 イ の「電波利用料」とは、次に掲げる事務で事務の処理に要する費用の財源に充てるた(1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設の監視及び規正がに不法に開設の監視及び規正がに不法に開設の監視及び規正がでに不法に開設している。	その翌日。以下「応 D期間について、[その他の電波の適正 とめに免許人が負担 设された無線局の[管理	許の日から起算して 当日」という。)から ウ を国に納めなり な利用の確保に関しますべき金銭をいう。	ければならない。
В - 3	6 年額 500 円 7 1年 8 2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のだれるべき字句を下の番号から選べ。ただし、 周波数をその ア 内に維持するためればならない。	30日 9 5 かの条件について 内の同じ か、送信装置は、で	発許人の利益 1 無線設備規則の規定記号は、同じ字句を記 さる限り イ に	元 す。
	5 占有周波数帯幅の許容値	容際上起こり得る [2 電源電圧又は負 6 商用電源の電圧 0 許容偏差	荷の変化 3	波数をその ア 内に維持するものでなけ 変調周波数 4 環境の変化 振動又は衝撃 8 気象の変化
B - 3	3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則の項の範囲を超えて行うことができるものを でいます。 おいま おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は	」、行うことができ すう通信		

才 漁業通信

A - 20 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定につい

B - 4 次の記述は、周波数等の指定の変更 番号から選べ。	更等に関する電波法	の規定について述べ	たものである。	内	に入れるべき字句	刃を下の	
総務大臣は、 ア 必要があると を変更し、又は エ の無線設備の	きは、当該無線局の) オ を命ずる) イ に支障を ことができる。	及ぼさない範囲	内に限り、乳	無線局の ウ	の指定	
1 混信の除去その他特に	2 周波数若しく		3 運用	4 目的	の遂行		
5 電波の型式若しくは周波数 9 人工衛星局	6 電波の規整その 10 変更の工事	の他公益上	7 無線局	8 設置	場所の変更		
B - 5 次の記述は「有害な混信」の定義に 内に入れるべき字句を下の番		言連合憲章に規定す	る無線通信規則	の規定につ	いて述べたもので	である。	
「有害な混信」とは、無線航行業務その他の ア の機能を害し、又は イ に従って行われる ウ の運用を著しく低下させ、 エ し、若しくは反復的に オ する混信をいう。							
1 電気通信業務 2 自国	国の法令	3 特別業務	4 妨害	5	制限		
6 無線通信業務 7 安全	≧業務	8 この規則	9 発生	10	中断		